

【件名】

「中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例」及び「中野区旅館業法施行条例」の改正の考え方について

【要旨】

1 改正の背景

近年、住宅宿泊事業等の運営にあたって、施設数の増加に伴って周辺住民からの苦情も増加しており、施設周辺住民の不安や生活環境の悪化が課題となっている。

(1)住宅宿泊事業届出数及び旅館業許可施設数

令和8年1月31日時点で住宅宿泊事業届出住宅は395件、旅館業許可施設は281件である。

(2)苦情件数と内容

令和8年1月31日時点で生活衛生課へ寄せられた苦情は、住宅宿泊事業 231 件、旅館業 208 件である。

苦情の内容として、住宅宿泊事業については、ごみや宿泊者による騒音、制限区域内での平日宿泊に関するものが多く、旅館業については、ごみと騒音、標識の掲示に関するものが多い。

2 条例改正の考え方

宿泊事業の適正な運営を図り、区民の生活環境の悪化を防止するため、住宅宿泊事業及び旅館業に対し規制を強化する。

《項目》

- | | |
|---|---------------------------------|
| ① | 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の改正の考え方 |
| ② | 中野区旅館業法施行条例の改正の考え方 |

3 意見交換会の実施

| 日 時 | 場 所 |
|---------------|-------|
| 4月15日（水） 19時～ | 中野区役所 |
| 4月18日（土） 10時～ | 中野区役所 |

4 今後の予定

| | | |
|------|-----|--|
| 令和8年 | 4月 | 区民意見交換会 |
| | 7月 | 条例改正（案）に盛り込むべき事項の決定 厚生委員会への報告（区民意見交換会の実施結果及びパブリック・コメント手続の実施） パブリック・コメント手続の実施 |
| | 10月 | 第3回定例会に条例改正（案）提案 |
| 令和9年 | 4月 | 条例施行 |